

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との

調和に関する条例の解説・届出マニュアル

令和5年4月

大崎市 市民協働推進部 環境保全課

目 次

第1章 全般的な事項	……………P 1
1. 条例の目的と基本理念	
2. 定義	
3. 事業者・市民・土地所有者の責務	
4. 適用事業	
第2章 抑制区域	……………P 4
1. 抑制区域の指定	
2. 抑制区域の指定と変更, 解除	
第3章 届出と事前協議等	……………P 6
1. 届出	
2. 変更の届出	
3. 中止・廃止の届出	
4. 事前協議等	
5. 対象住民等への説明	
6. 変更届出の事前協議	
7. 事業計画への意見申出と協議	
第4章 事業の確認と報告及び立入調査	……………P 10
1. 事業の確認	
2. 報告及び立入調査	
第5章 助言, 指導又は勧告と公表	……………P 11
1. 助言, 指導又は勧告	
2. 公表	
第6章 経過措置	……………P 13
1. 経過措置	
第7章 様式	……………P 14

第1章 全般的な事項

1. 条例の目的と基本理念（条例第1条・第3条）

環境に対する意識の高揚やゼロ・カーボン社会の実現に向けた再生可能エネルギー施策の推進により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の設置は全国的に増加しています。

本市においても、太陽光発電設備の設置が増加している一方で、設置に伴う災害の誘発不安や景観阻害、動植物の生態系への影響等が懸念されるとともに、周辺住民への事業に関する説明不足により、地域住民や関係者とのトラブルが発生している事例があります。

本市には、世界農業遺産やラムサール条約登録湿地など、世界に認められた豊かな自然環境や田園環境があります。この環境は、市民の長年にわたる努力によって形成されてきた市民共通の財産であり、将来にわたってその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、市民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければなりません。

今回、人と自然が共生し、安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るため「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設置事業との調和に関する条例」を制定し、豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりにつなげていくこととしました。

2. 定義（条例第2条、規則第2条）

条例で使用する用語の定義となります。

(1)再生可能エネルギー源

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる太陽光（太陽熱を含む。）、風力、水力、地熱及びバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの）をいいます。

(2)再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいいます。

(3)事業

再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（当該事業のために行われる土地の造成工事（立木の伐採，切土，盛土等を含む。）を含む。）をいいます。

(4)事業者

事業を計画し，これを実施する者（国及び地方公共団体を除く。）をいいます。

(5)事業区域

事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設，変電施設，緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域であって，柵，塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいいます。

(6)建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいいます。

(7)行政区

大崎市行政区設置に関する規則（平成18年大崎市規則第5号）第1条第2項の別表第1に規定する区域の行政区をいいます。

(8)住民等

事業区域を含む行政区又は事業の実施により自然環境等に一定の影響がある区域（以下この号において「事業影響区域」という。）に居住する者及びこれらに所在する法人その他団体並びに事業影響区域に土地又は建築物を所有する者をいいます。

(9) 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

3. 事業者・市民・土地所有者の責務（条例第4～6条）

(1) 市の責務

市は，本条例の基本理念にのっとり，この条例の適切かつ円滑な運用を図ります。

(2) 事業者の責務

①関係法令等の遵守，自然環境等への十分な配慮，住民等との

良好な関係保持

事業者は、電気事業法やFIT法等の関係法令及び本条例の遵守に加え、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドラン」、環境省の「環境配慮ガイドライン」、宮城県の「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」等、関連するガイドランに従って事業を行わなければなりません。

また、事業実施にあたっては、計画段階から本市の豊かな自然環境や田園環境、美しい景観及び安全・安心な生活環境の保全のために十分な検討を行った上で、住民等へ丁寧な説明を行い、理解を得られるように努めると共に、良好な関係の保持と地域振興に努めてください。

【ポイント】

- ア. 計画段階から、住民等へ事業の内容を説明し、意見を反映した事業計画を策定してください。
- イ. 策定した事業計画は、丁寧な説明を行い、住民等の理解が得られるよう努めてください。
- ウ. 事業区域を適切に管理し、常に住民等とコミュニケーションを取り、苦情や相談等へは速やかに対応してください。
- エ. 災害発生時には、住民等へ発電した電力を提供するなど、共助に努めてください。
- オ. 地域と一体となった活動や地元からの雇用、調達に努めてください。

②発電設備及び事業区域の適正な管理、事業廃止時の原状回復

事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を良好に維持管理すると共に、事業で発生する廃棄物については、適正な処理をしてください。

また、事業を廃止するときは、速やかに発電設備を撤去し、事業区域の土地を原状に回復しなければなりません。

(3) 市民の責務

市民は、本条例の基本理念にのっとり、市の施策や条例に定める手続きへ協力するように努めてください。

4. 適用事業（条例第7条）

条例の適応を受ける事業は、発電出力10キロワット以上の事業となります。

※増設により、10キロワット以上となる事業も対象となります。

ただし、次の太陽光発電設備の設置は、適用外となります。

- ①建築物の屋根等への設置するもの。
- ②個人が、自己の居住する土地及び隣接する土地に設置する50キロワット未満のもの

第2章 抑制区域

1. 抑制区域の指定（条例第8条、規則第3条別表第1）

市長は、災害の発生するおそれがある区域や自然環境等の資源として認められる区域、特色ある景観が保たれている区域、歴史や文化を保全する必要があると認められる下記の区域を、事業者に対し事業区域に含めないよう協力を求めることができる「抑制区域」として指定することができます。

次の区域が「抑制区域」になりますので、事業区域に含めないように努めてください。

	区域の種類	確認先
1	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林	宮城県北部振興事務所林業振興部
2	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域	宮城県自然保護課 ウェブサイト
3	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画により定めた農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	大崎市産業経済部 農政企画課
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区	宮城県北部振興事務所林業振興部
5	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地	宮城県防災砂防課 ウェブサイト

6	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	宮城県防災砂防課 ウェブサイト
7	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域	各河川管理事務所
8	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた同項第1号の第一種低層住居専用地域及び第7号の風致地区	大崎市建設部 都市計画課
9	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	宮城県防災砂防課 ウェブサイト
10	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	宮城県防災砂防課 ウェブサイト
11	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財，同法第58条第1項に規定する登録有形文化財，同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物，同法第133条に規定する登録記念物，同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区	大崎市教育部 文化財課
12	文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第3条第1項の規定により指定された宮城県指定有形文化財及び同条例第32条第1項の規定により指定された宮城県指定史跡，宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物	大崎市教育部 文化財課
13	大崎市文化財保護条例（平成18年大崎市条例第140号）第5条第1項の規定により指定された大崎市指定有形文化財及び同条例第28条第1項の規定により指定された大崎市指定史跡，大崎市指定名勝又は大崎市指定天然記念物	大崎市教育部 文化財課

2. 抑制区域の指定と変更，解除（条例第8条第2・3項）

市長は，必要があると認めるときは新たに抑制区域を指定し，又はその指定を変更，解除することができます。

なお，指定・変更・解除するときは，大崎市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

第3章 届出と事前協議等

1. 届出（条例第9条第1項，規則第4条第1項）

適用を受ける事業を実施しようとするときには，事業に関する計画を次の書類により届け出てください。

【提出書類】

- （1）大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書（様式1号）

【添付書類】

- （1）大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書（様式第2号）
- （2）助言（指導）への対応書（様式第3号）
- （3）事前協議に係る書類のうち，助言又は指導により変更したもの

2. 変更の届出（条例第9条第2項，規則第4条第2項・第5条）

届出した事業計画を変更するときも，次の書類により届け出てください。

【提出書類】

- （1）大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業変更届出書
（様式第4号）

【添付書類】

- （1）届出及び事前協議の書類のうち，変更に係る書類

○次の軽微な変更は，届出の必要はありません。

（軽微な変更）

- ①発電設備の出力を減少させるもの
- ②その他市長が軽微な事業計画の変更と認めるもの

3. 中止・廃止の届出（条例第9条第3項，規則第4条第3項）

事業計画を中止又は廃止するときも，次の書類により届け出てください。

【提出書類】

- (1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業中止（廃止）届出書
（様式第5号）

【添付書類】

- (1) 事業を中止し，又は廃止する前の現況写真
- (2) 事業を中止し，又は廃止した後において行う措置を示した書類
（平面図等）※原状回復の計画等がわかるもの

4. 事前協議等（条例第10条第1項，規則第6条第1項）

届出をしようとするときは，事業に着手しようとする日の90日前までに，次の書類により協議してください。

【提出書類】

- (1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業事前協議書（様式6号）

【添付書類】

- (1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書（様式第7号）
- (2) 説明会等報告書（様式第8号）
- (3) 事業者が法人にあつては，法人の登記事項証明書の写し
- (4) 事業者が個人にあつては，住民票抄本の写し
- (5) 位置図
- (6) 現況写真
- (7) 事業区域全域の公図の写し
- (8) 事業区域全域の土地の登記事項証明書の写し
- (9) 土地利用計画図（平面図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- (10) 造成を含む事業にあつては，土地造成計画図（平面図・縦断図・横断図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- (11) 建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
- (12) 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業にあつては，反射光影響予測図（太陽光パネルによる周辺への反射光を予測した図面をいう。）

- (13) 流量計算書
- (14) 排水計画図（平面図・断面図）
- (15) 排水施設 構造図
- (16) 排水に係る放流承諾書
- (17) 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう。）
- (18) 工事実施体制表（施主，工事施工者，施工保守管理者 等を示したものをいう。）
- (19) 維持管理（保守点検）計画書
- (20) 維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
- (21) その他の法令による許認可等を受けているときは，その写し
- (22) その他市長が必要と認める書類

5. 対象住民等への説明（第10条第2・3項，規則第7条別表第2）

事前協議をするときは，協議の前に対象住民等に対し，事業計画に関する説明会を開催してください。

ただし，災害等により説明会を開催することが困難であると特に認める場合は，この限りではありません。（代替の対応策が必要となります。）

なお，発電設備の出力の合計が50キロワットに満たない場合は，対象住民等への戸別訪問その他適当な方法で事業計画を周知することにより，説明会に代えることができます。

【対象住民等の範囲】

再生可能エネルギー源と発電出力によって異なりますが，範囲はイメージ図のとおりです。対象住民等の範囲は，拡大しても構いません。

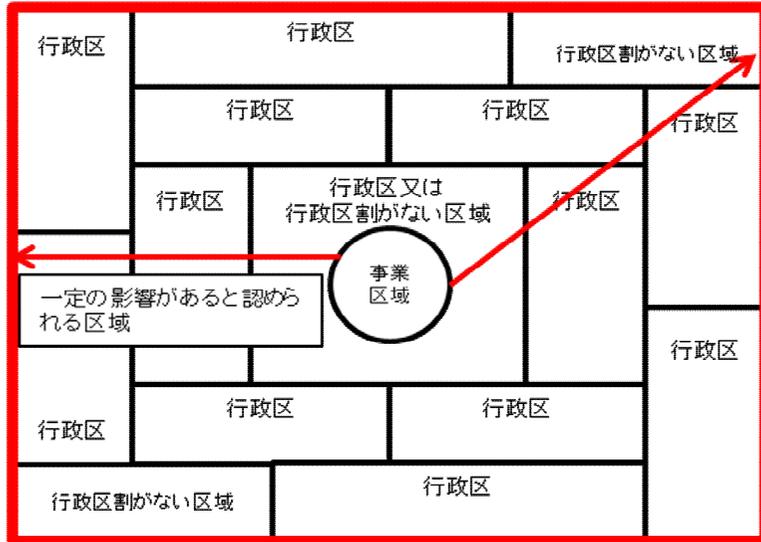
【個別訪問その他適当な方法例】

- ・発電設備設置予定地へ，対象住民等が見えるように，事業概要を記載した看板を設置する。
- ・対象住民等の区域の掲示板へ，事業概要を記載した内容を掲示する。

説明会の対象住民等のイメージ図

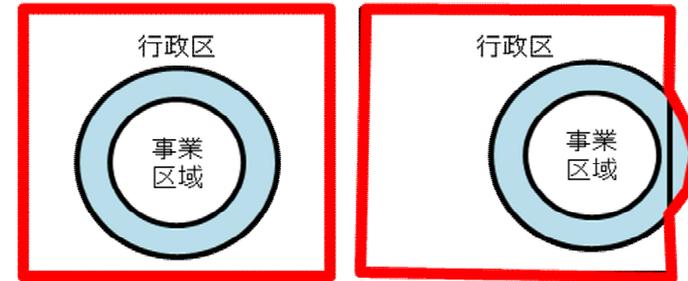
赤線が対象住民等の範囲

風力 50kw以上



事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境等に一定の影響がある区域の住民等

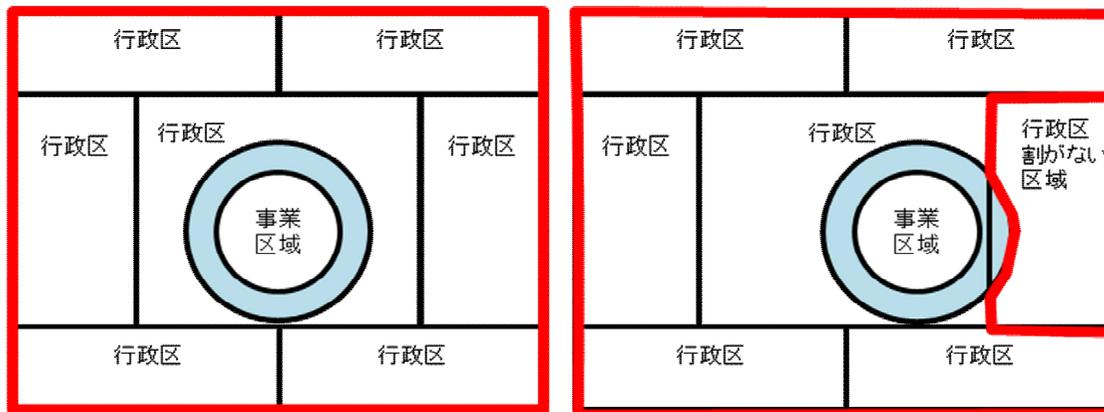
風力 50kw未満



※水色の範囲は50メートル

事業区域の所在する行政区及び事業区域の境界から外側50メートル以内の区域の住民等

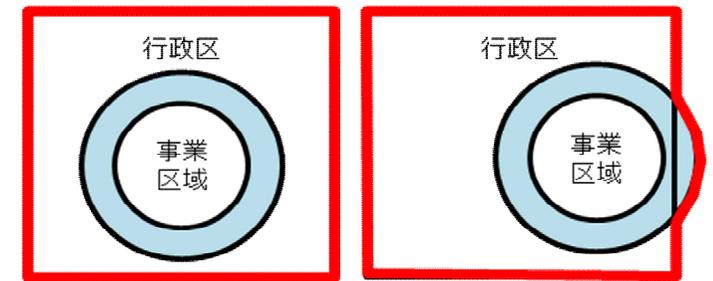
風力以外 50kw以上



※水色の範囲は50メートル

事業区域の所在する行政区及び当該行政区に隣接する行政区の住民等並びに事業区域の境界から外側50メートル以内の区域の住民等

風力以外 50kw未満



※水色の範囲は隣接

事業区域の所在する行政区及び事業区域の境界に隣接する区域の住民等

6. 変更届出の事前協議（条例第10条第4項，規則第6条第2項）

変更の届出をしようとするときも，着手しようとする日の90日前までに，次の届出書類により協議してください。

ただし，軽微な変更の場合は，説明会の開催や事業の周知は省略することができます。

【提出書類】

- (1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業変更事前協議書
(様式第9号)

【添付種類】

- (1) 届出及び事前協議の書類のうち，変更に係る書類

7. 事業計画への意見申出と協議（条例第10条第5～7項，規則第8・9条）

対象住民等は，説明会又は事業計画の周知があった日から14日以内に，計画に対する意見書（自由様式）を提出することができます。

事業者は，意見の申出があったときは，見解書（意見書に対する見解を示した書類）を申出書を提出した対象住民等へ提示して協議を行い，理解が得られるよう努めてください。

第4章 事業の確認と報告及び立入調査

1. 事業の確認（条例第11条）

市長は，事業に関する計画の届出があったときは，速やかに現地の状況を確認

認めます。

2. 報告及び立入調査（条例第12条第1～3項、規則第10条）

市長は、本条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告や資料の提出を求めたり、市の職員に事業区域の土地へ立ち入り、事業に関する事項についての調査や質問をさせることができます。

なお、立入調査の際、市の職員は身分を示す証明書（立入調査証（様式第10号））を携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければなりません。

また、立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められものではありません。

第5章 助言、指導又は勧告と公表

1. 助言、指導又は勧告（条例第13条第1・2項）

市長は、必要があると認めるとき、事業者に対して、必要な措置を講じるよう助言又は指導を行うことができます。（助言（指導）通知書（様式第11号））

また、助言又は指導に従わない場合で、次のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができます。（勧告書（様式第12号））

- （1） 抑制区域内において、適応を受ける事業を実施したとき。
- （2） 市長に届出をする前に事業に着手したとき。
- （3） 市長に事前の協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。
- （4） 対象住民等への説明会の開催又は個別訪問その他適当な方法による事

業計画の周知をしなかったとき。

(5) 事業計画に対する意見の申出をした対象住民等との協議をしなかったとき。

(6) 市への報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告や資料の提出をしたとき。

(7) 調査を拒み、妨げ、又は質問に答えず、虚偽の答弁をしたとき。

(8) 事業が自然環境等に重大な影響を与えるおそれがあると認められるとき。

(9) 上記のほか、市長が特に勧告する必要があると認めるとき。

2. 公表（条例第14条第1～3項、規則第12条第1・2項）

市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、「弁明の機会の付与通知（様式第13号）」を行った上で、事業者の氏名及び住所並びに勧告の内容を公表することができます。

事業者は、公表に係る弁明をしようとするときは、上記の通知を受けた日から起算して14日以内に、「公表に係る弁明書（様式第14号）」を提出しなければなりません。

なお、市長は公表をしようとするときは、大崎市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

【FIT法との関係】

FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

施行規則)において、関係法令(条例を含む)の規定を遵守していない場合は、認定の取消しが講じられることが規定されています。

第6章 経過措置

1. 経過措置(条例付則)

(1) 適用する事業について

本条例の施行の日前において、事業(※)に着手したものについては、この条例の規定は適用しません。

条例公布日：令和3年3月9日(条例を公示する日)

条例施行日：公布の日(条例の効力が発生する日)

※土地の造成工事は含まれますが、現地調査、測量、試掘等の準備工事は含まれません。

(2) 条例の施行日以後90日を経過する日までの間に、事業に着手しようとするときは、「事業に着手しようとする日の90日前までに」は、「速やかに」と読み替えます。

第7章 様式

様式第1号(第4条関係)

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書

年 月 日

大崎市長 様

住所 (法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏名 (法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 () -

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

事業名			
事業区域の所在地	大崎市		
事業区域の面積	m ²		
発電設備の種別		発電出力	k w
再生可能エネルギー発電等	基・	枚・	m・()
設備の設置規模	設置面積	m ²	高さ m

添付書類 ※添付する書類の番号に○を付けてください。

- (1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書 (様式第2号)
- (2) 助言(指導)への対応書 (様式第3号)
- (3) 第6条第1項に規定する事前協議に係る書類のうち、助言又は指導により変更したものの()

様式第2号（第4条関係）

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書

年 月 日

大崎市長 様

住所（法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） -

大崎市において再生可能エネルギー発電設備設置事業を実施するに当たり、事業施工中及び完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に維持管理していくことを確約します。

記

事業名	
事業区域の所在地	大崎市

【確約事項】

- 1 住民等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し十分配慮いたします。
- 2 事業区域を適正に管理し、隣接の土地に被害を与えないよう対処します。
- 3 事業によって住民等に被害が及ぶ場合は、事業者及び住民等間において誠意をもって解決いたします。
- 4 発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において再生可能エネルギー発電設備の全部を撤去し、原状回復いたします。
- 5 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合は、前各項に規定する確約事項を当方が相手側に責任をもって継承します。

様式第3号（第4条関係）

助言（指導）への対応書

年 月 日

大崎市長 様

住所（法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）.....

年 月 日付け大崎 第 号にて、助言（指導）のあった事項について、下記
のとおり対応いたします。

助言（指導）の内容	対応

様式第4号(第4条関係)

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業変更届出書

年 月 日

大崎市長 様

住所 (法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏名 (法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 () -

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第2項の規定により、下記の事業を変更しますので、関係書類を添えて届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	大崎市
発電設備の種別	

設計又は実施方法 の変更内容	変更前	変更後
変更理由		

添付書類 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書(様式第1号)の添付書類のうち変更に係る書類

様式第5号(第4条関係)

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業中止(廃止)届出書

年 月 日

大崎市長 様

住所 (法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏名 (法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 () -

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第3項の規定により、下記の事業を中止(廃止)しますので、次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	大崎市
発電設備の種別	
中止(廃止)発電出力	
中止(廃止)事業区域の面積	
中止(廃止)予定年月日	年 月 日
中止(廃止)後において行う措置	

添付書類

- (1) 事業を中止し、又は廃止する前の現況写真
- (2) 事業を中止し、又は廃止した後において行う措置を示した書類(平面図等)

様式第6号（第6条関係）

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業事前協議書

年 月 日

大崎市長 様

住所（法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） -

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により、事業に係る事前協議をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

事業名 _____

添付書類 ※添付する書類の番号に○を付けてください。

- (1) 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書（様式第7号）
- (2) 説明会等報告書（様式第8号）
- (3) 事業者が法人にあつては、法人の登記事項証明書の写し
- (4) 事業者が個人にあつては、住民票抄本の写し
- (5) 位置図
- (6) 現況写真
- (7) 事業区域全域の公図の写し
- (8) 事業区域全域の土地の登記事項証明書の写し
- (9) 土地利用計画図（平面図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- (10) 造成を含む事業にあつては、土地造成計画図（平面図・縦断図・横断図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- (11) 建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
- (12) 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業にあつては、反射光影響予測図（太陽光パネルによる周辺への反射光を予測した図面をいう。）
- (13) 流量計算書
- (14) 排水計画図（平面図・断面図）
- (15) 排水施設構造図
- (16) 排水に係る放流承諾書
- (17) 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう。）
- (18) 工事实施体制表（施主，工事施工者，施工管理者等を示したものをいう。）
- (19) 維持管理（保守点検）計画書
- (20) 維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
- (21) その他の法令による許認可等を受けているときは，その写し
- (22) その他市長が必要と認める書類

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書

1 設置者及び関係者の概要

項目		内容	備考	
事業名				
事業者	(ふりがな)			
	氏名(法人その他団体の場合は事業者名)			
	代表者※	役職		
		(ふりがな)		
	氏名			
	住所(法人その他団体の場合は主たる事務所所在地)	(〒 —)		
	電話番号			
	FAX番号			
メールアドレス				
管理者	(ふりがな)			
	氏名(法人その他団体の場合は事業者名)			
	担当者※	役職		
		(ふりがな)		
	氏名			
	住所(法人その他団体の場合は主たる事務所所在地)	(〒 —)		
	電話番号			
	FAX番号			
メールアドレス				
土地所有者	(ふりがな)			
	氏名(法人その他団体の場合は事業者名)		複数の場合は別紙を添付	
	担当者※	役職		
		(ふりがな)		
	氏名			
	住所(法人その他団体の場合は主たる事務所所在地)	(〒 —)		
	電話番号			
	FAX番号			
メールアドレス				

※印の欄は法人その他団体の場合に記載してください。

2 事業区域の概要

項目		内容	備考
所在地	地名地番	大崎市	
	住居表示		
事業区域の面積		m ²	
事業区域の現況(地目)			
	うち森林	有・無 森林計画区 該当・非該当 保安林の指定 有・無 保安林の種類 ()	
	うち農地	有・無 田・畑・採草地	
湧水		有・無 利用状況 ()	
井戸		有・無 利用状況 ()	
温泉源		有・無 利用状況 ()	
用水路		有・無 名称 () 利用状況 () 管理者等 ()	
排水路		有・無 名称 () 利用状況 () 管理者等 ()	
河川		有・無 河川名 () 河川管理者名 ()	

3 施設の概要

項目	内容		
発電設備の種別	<input type="checkbox"/> 太陽光・太陽熱 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス		
設置形態	<input type="checkbox"/> 平地 <input type="checkbox"/> 斜面地 <input type="checkbox"/> 水面 <input type="checkbox"/> その他 ()		
敷地所有	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他 ()		
従前の土地利用	<input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 ()		
想定発電出力	k w		
想定年間発電電力	k w h		
接続先 (電気事業者)			
附属施設	名称		面積 m ²
	名称		面積 m ²
接続道路	道路名		幅員
雨水放流先			

4 工事期間

項目	内容	備考
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	

5 管理方法等の概要

項目	内容	備考
維持管理・保守点検		
維持管理・保守点検費用及び廃棄等費用の積立	※別途、施設の維持管理・保守管理費用及び廃棄等費用の積立計画書（様式自由）を作成して添付すること。	

6 廃止後における計画概要

項目	内容	
廃止予定日	年 月	
発電設備の撤去予定日	年 月	
撤去後の計画	廃棄物の処理について	
	整地，緑化，修景等について	

7 抑制区域の確認状況

項目	確認日	確認先	区域の該当	備考
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林	年 月 日		有・無	
自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域	年 月 日		有・無	
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画により定めた農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	年 月 日		有・無	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区	年 月 日		有・無	
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地	年 月 日		有・無	
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	年 月 日		有・無	

第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域				
河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域	年 月 日		有・無	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた同項第1号の第一種低層住居専用地域及び第7号の風致地区	年 月 日		有・無	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	年 月 日		有・無	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	年 月 日		有・無	
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物、同法第133条に規定する登録記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区	年 月 日		有・無	
文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第3条第1項の規定により指定された宮城県指定有形文化財及び同条例第32条第1項の規定により指定された宮城県指定史跡、宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物	年 月 日		有・無	
大崎市文化財保護条例（平成18年大崎市条例第140号）第5条第1項の規定により指定された大崎市指定有形文化財及び同条例第28条第1項の規定により指定された大崎市指定史跡、大崎市指定名勝又は大崎市指定天然記念物	年 月 日		有・無	

8 環境配慮の検討状況

(1) 地域とのコミュニケーションに関する事項

項目		状況	
		実施（検討）の有無	未実施の場合その理由と今後の見込み
事業予定の周知	立地検討段階で、規則で定める住民等に対し、設備設置を計画していることを周知している。		
	事業予定の周知の機会に、住民等から、土地や周辺環境の状況についての情報や、計画に関する懸念事項等の聞き取りを行っている。		
事業計画案の説明	事業計画認定申請前の設計案を検討している段階で、規則で定める範囲の住民等に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画案の説明を行い、意見を聞き取っている。		
	事業計画案の説明等を通じて住民等から寄せられた意見に対し、それらを勘案して採用する対策について、住民等へ周知している。		
説明結果等の記録	住民等へ説明を行った日時、対象地域や対象者、説明を行った場所や説明資料、質疑応答の状況を記録している。 説明会を開催した場合は、出席者数も併せて記録する。		

(2) 設計段階における環境配慮対策に関する事項

項目		状況	
		実施（検討）の有無	未実施の場合その理由と今後の見込み
土地の安定性への対策	切土・盛土を行う場合、法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定している。		
	地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を策定している。		
	工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事計画を立案している。		
	対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談している。		
濁水への対策	降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用している。		
	洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講じている。		
	施工に際して、仮設沈殿砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルター等を含む）を設置している。		

濁水への対策	工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切な工事を行う。		
	対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談している。		
騒音への対策	パワーコンディショナ等の設置場所を調整している。		
	パワーコンディショナ等に囲いを設ける、住宅等との境界部に壁を設置する等の防音対策を講じている。		
反射光への対策 (太陽光のみ)	見通せる範囲に、住宅等の「まぶしさ」を懸念する建物・施設等がある場合に、アレイの向きを調整している。		
	アレイの配置を調整している。		
	太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採択している。		
	住宅等との境界部にフェンス等を設置する、又は植栽を施している。		
工事に関する対策	同時に多数の建設機械が稼働したり工事用車両が走行したりしないよう、できる限り工事計画を調整している。		
	強風時の作業を控える、騒音を抑えた工法を採用するなど、作業時期や時間帯、工法について配慮している。		
	工事用車両の走行は、周辺への影響が比較的小さいルートや時間帯とするとともに、適切な速度で走行するよう徹底している。		
	造成工事に伴う粉じん等を抑制するため、事業区域内や工事用道路に散水を行うなどの配慮をしている。		
	工事用車両はタイヤ洗浄を行い、粉じん等の発生を抑制するとともに、泥で周辺道路等を汚すことのないよう配慮している。		
	事業区域の周囲に仮囲いを設置し、粉じん等や騒音の低減に努めている。		
	使用する建設機械は、低騒音・低振動型のものを採用している。		
景観に関する対策 (太陽光のみ)	アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮している。		
	周辺景観との調和に配慮してアレイを配置している。		
	敷地境界から距離（バッファゾーン）をとってアレイを配置している。		

景観に関する対策	敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残している。		
	周辺景観との調和に配慮した発電設備や付帯設備等の色彩としている。		
	既存の発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にしている。		
動植物や生態系に関する配慮	事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、対策を検討するに当たり、専門家に相談している。		
	事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、その改変を避ける又は改変面積をできる限り小さくしている。		
	事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し踏み荒らしたりしないようにしている。		
	植栽に用いる樹木等は、その地域の在来種とするよう配慮している。		
	重要な動物の繁殖期など、特に配慮が必要な時期においては、影響を及ぼさないように、工事の時期を調整している（大きな騒音が生じる工事の回避等）。		
自然との触れ合いの活動の場に関する配慮	事業区域内に自然との触れ合いの活動の場がある場合は、その改変面積をできる限り小さくしている。		
	隣接する自然との触れ合いの活動の場へ、造成工事に伴う土ぼこり、建設機械や工事用車両による騒音・振動の影響が及ばないように配慮している。		
	発電設備の稼働時において、隣接する自然との触れ合いの活動の場に対して影響を及ぼさないように、適切に維持管理している。		

様式第8号（第6条関係）

説明会等報告書（第 回目）

事業名		
事業区域の所在地	大崎市	
説明会の開催日時 (事業計画の周知期日)	年 月 日	: ~ :
説明会の開催場所		
出席者（周知）の状況	参加者： 人	説明者： 人（配布先： 世帯）
説明会（周知）の概要		
住民等からの意見，要望等	意見，要望等への対応	
添付書類：説明会資料（周知に係る資料），参加者名簿（受付簿）		

※説明会（周知）の概要について，欄に収まらない場合は，別紙を作成し別紙上部に対象住民等の代表者の署名をもらうこと。

上記について，説明会（周知）の概要及び意見，要望等と相違なく，対象住民等の理解が得られました。

大崎市長 様

年 月 日

住所（法人その他団体にあつては，主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他団体にあつては，名称及び代表者の氏名）

.....

電話 () -

(対象住民等の代表者)

年 月 日

年 月 日

役職名： _____

役職名： _____

氏名： _____

氏名： _____

様式第9号（第6条関係）

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業変更事前協議書

年 月 日

大崎市長 様

住所（法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）.....

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により、事業を変更しますので、関係書類を添えて届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	大崎市
発電設備の種類	

設計又は実施方法の変更内容	変更前	変更後
変更理由		

添付書類 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業協議書（様式第6号）の添付書類のうち変更に係る書類

様式第10号（第10条関係）

（表）

第	号	立入調査証
	所属 氏名	
	（	年 月 日 生）
この者は、大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第12条の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。		
	年 月 日	交付
	大崎市長	
有効期限	年 月 日	

（裏）

注意事項
1 本証は、立入調査を行うに当たり常に所持し、関係者から提示を求められたときは、応じなければならない。
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 本証を紛失し、又は破損したときは、速やかに市長に届けなければならない。
4 本証は、その身分を失ったときは、直ちに返納しなければならない。

様式第11号（第11条関係）

助言（指導）通知書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	大崎市
発電設備の種別	
想定発電出力	k w
助言（指導）の内容	

勸告書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第13条第2項の規定により、下記の措置を講ずるよう勧告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	大崎市
発電設備の種別	
想定発電出力	k w
措置期限	年 月 日
勧告事項	

様式第13号（第12条関係）

弁明の機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



あなたが実施しようとする事業については、年 月 日付 大崎 第号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第14条第1項の規定により、その旨を公表することを予定しています。

つきましては、同条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

なお、弁明書の提出期限までに提出されない場合は、公表を実施します。

記

1 公表を予定している事項

氏名 (名称及び代表者の氏名)	
住所 (主たる事務所等の所在地)	
公表の原因となった事業の概要	
助言、指導及び勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	・大崎市公告式規則に定める掲示場において告示するもの ・

2 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第14号（第12条関係）

公表に係る弁明書

年 月 日

大崎市長 様

住所（法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） -

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第14条第2項の規定により、下記のとおり弁明します。

記

事業名			
事業区域の所在地	大崎市		
発電設備の種別		発電出力	k w
公表の原因となった事業についての弁明			
その他当該事業についての弁明			

※弁明書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。